

令和 7 年度鉱山保安推進協議会会長表彰の募集について（予告）

石灰石鉱業協会 保安部

1. はじめに

鉱山保安推進協議会は鉱業関係 4 団体（当協会、天然ガス鉱業会、日本鉱業協会、カーボンフロンティア機構）によって構成される組織であり、鉱業労働災害防止協会が平成 25 年度に解散後、同協会の表彰事業を引き継ぐ形で平成 26 年度より標記会長賞の表彰事業を行って参りました。当表彰制度は民間団体による保安表彰制度であると同時に国及び鉱業関係団体の連携・協働による保安確保の取組の一環として国の鉱山保安表彰（大臣表彰）と合同で表彰式を開催致しております。

2. 表彰制度の概要

同表彰制度は保安水準の向上に努め、他の模範となる鉱山および個人を表彰するものであり、石灰石の部においては過去 11 年間に以下のとおり表彰の実績があります。

表 1 鉱山保安推進協議会会長賞（石灰石の部）受賞件数

年度	鉱山・事業場の部	個人の部
平成 26 年度	2 鉱山	15 名
平成 27 年度	3 鉱山	15 名
平成 28 年度	2 鉱山	15 名
平成 29 年度	2 鉱山	15 名
平成 30 年度	2 鉱山	8 名
令和元年度	2 鉱山	15 名
令和 2 年度	3 鉱山	13 名
令和 3 年度	なし	18 名
令和 4 年度	1 鉱山	14 名
令和 5 年度	3 鉱山	15 名
令和 6 年度	なし	14 名

各社から提出された推薦書につきましては協会内に設置されている保安表彰候補選考委員会において審査を行い、被表彰候補の選考を実施致しております。また、石灰石の部における特色としまして、中・小規模鉱山の方にも適正な表彰機会が与えられるよう、鉱山の規模に応じてクラス毎に選考を行う形としております。

3. 令和7年度の被表彰者推薦の募集について

令和7年度の推薦につきましては、例年どおり6月中旬～7月下旬にかけて募集を行う予定です。各鉱山からの積極的なご応募をお待ちしております。応募方法等詳細は6月中旬に会員各事業所へ配布される募集要項をご覧ください。

ご参考までに会長賞表彰規程の抜粋を以下に掲載しましたのでご覧ください。

参考：鉱山保安推進協議会会長賞表彰規程（抜粋）

（表彰の種類）

第2条 会長賞の対象は次のものとする。

- （1） 鉱山・事業場
- （2） 個人

～省略～

（鉱山・事業場に対する表彰）

第4条 鉱山・事業場に対する表彰は、保安水準の向上に努め、他の模範となる鉱山又は事業場であって、最近3年間に鉱山保安法施行規則第46条第1項に係る災害、事故その他の事象が発生していないもの（第2号については3日以上休業災害に限る。第4号、第18号～20号、22号を除く。）またはこれに相当する事業場を対象とする。

（個人に対する表彰）

第5条 個人に対する表彰は、次のいずれかに該当する者であって、一～四に掲げる者については最近3年間に重大な法規違反もしくは軽傷以上の罹災がない又は鉱害を発生させていない者を表彰の対象とする。

- 一 鉱山又は事業場の保安に7年以上携わり、顕著な功績のあった者
- 二 保安技術の改善等により、保安水準の向上に顕著な功績のあった者
- 三 鉱山又は事業場の保安教育に7年以上携わり、保安教育の推進向上に貢献した者
- 四 10年以上無事故で鉱山・事業所に勤務し、かつ、職場における災害防止の推進に模範となっている者
- 五 災害に際して、その拡大防止又は人命救助等の行為をした者
- 六 前各号に掲げる者以外の者であって、役員会が特に表彰に値すると認めた者

以上